

事 務 連 絡
平成20年2月14日

各府省庁等 調達担当者様

環境省総合環境政策局
環 境 経 済 課

グリーン購入法特定調達品目の紙類に関する調達について（お知らせ）

平素より環境行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

製紙メーカー各社により紙製品における古紙パルプ配合率の偽装問題を受け、当面の対応についてご相談させていただいているところですが、昨2月13日の第5回特定調達品目検討会の結果を踏まえ、以下のように、ご連絡とお願いをさせていただきます。

I. 第5回特定調達品目検討会の結果のご連絡

(1) 昨2月13日の第5回特定調達品目検討会においては、1月30日付け事務連絡でお願いしました「差し当たりの対応」についての現在までの状況を報告するとともに、『平成19年度内及び平成20年度第一四半期までの措置』について議論がなされ、何らかの環境価値の補填の担保措置を講じつつ調達を行うとの「差し当たりの対応」を引き続き行うことが、了承されました。

(2) 平成20年度第2四半期以降の対応については、全容解明を踏まえて、信頼のあるデータに基づいて検討することが確認されました。

II. 平成20年度第1四半期までの対応について

上記I. を受けて、環境省として、次の対応方針であれば、その趣旨を満たすものと考えておりますので、対応方をお願いいたします。

1. 差し当たりの措置について

(1) 納入済み製品については、返品・回収は要しない。

(2) 既存契約に基づいて今後納入を受ける製品については、次のような措置が講じられていれば、納入を受けることを可とする。

- ① 事業者が、不足する環境価値に対し、植林、古紙回収促進への支援措置などの環境保全のための対策を講ずる旨を、自ら申し出た場合（いわゆるオフセットなど）。
- ② 事業者が、不足する環境価値に対応するため、環境に配慮されたバージンパルプ（森林認証された木材から生産されたもの、間伐材から生産されたもの、植林木から生産されたもの）が配合された製品による旨を、自ら申し出た場合。
- ③ なお、上記①及び②の措置については、緊急避難的な措置として、現実可能な措置を講じようとするものであるので、（i）類似する他の措置を工夫することを受け入れる、（ii）事業者の宣言があれば、実施は納入後でもよい（iii）詳細は後日報告することで足りる等の対応をお願いします。
- ④ ③(iii)に沿って、後ほど調達者は事業者より詳細な報告を受けることとなりますが、この期間の納入量及び環境保全上の代替措置については、後日環境省への報告をお願いいたします。

2. 平成19年度内及び平成20年度第1四半期における措置について

①既に製造済みの製品の納入について

表示に乖離のある既に製造済みの製品を早期に市場から取り除き、適切な表示の製品に転換していく必要があることから、当該期間についても、上記1.(2)の差し当たりの措置と同様の事情である既に製造済みの製品の納入に関しては、当該措置を実施し、納入事業者の事後の報告に基づき、納入製品と環境保全上の代替措置（オフセット）量を管理することで、納入を受け入れることを可とする。

オフセットについては、最終的に今般の問題を招いた製紙メーカーが負うこととなる。契約対象者である納入業者においては、製紙メーカーに対し、必要な措置を求めることとなる。

なお、オフセットの過不足については、算定上の前提によって変わり得るが、事後の報告等によって大きな問題がある場合は、製紙メーカーに対して新たな対応を求めることとなる。

②平成20年度第1四半期までに新規契約を要するものについて

平成20年度第1四半期までに新規契約を要するものであって、グリーン購入法の基本方針に定める判断基準の古紙パルプ配合率を満たす製品及

び表示に乖離のあるオフセット宣言された製品が存在しないことが明らかになった場合は、納入事業者にヒアリング等を行い、流通状況を確認した上で、極力古紙パルプ配合率の高い製品又は森林認証など持続可能な森林経営から生産された原料を使用した製品を調達する。

ただし、この場合においては、グリーン購入法の基本方針に定める判断の基準の古紙パルプ配合率との環境価値の不足を生じるため、①と同様に製紙メーカーに対して、所要の環境保全上の代償措置を求める。

③ 国等の調達実績の集計方法について

平成19年度及び平成20年度第1四半期までの間においては、判断の基準を満足する製品を調達できない場合にあっては、判断の基準を満足することを仕様で明記して調達した場合、又は上記①及び②に示した条件を満足する製品については、準特定調達物品（特定調達物品に準ずる物品）として扱うこととし、環境省において集計・分析を実施する。

3. 今後の取り扱い

(1) 次回2月27日の検討会では、20日が回答期限とされている製紙メーカーからの再調査結果を踏まえて、本問題に関する様々な論点を議論していただき、提言（案）をとりまとめ、パブリックコメントを実施した上で、3月の検討会でとりまとめることとしております。

(2) 検討会開催予定及びその後の対応については、その都度ご連絡し、お願いを申し上げますので、よろしく申し上げます。

連絡先	
環境省総合環境政策局環境経済課	
担 当	原田、佐藤
T E L	03-5521-8229
F A X	03-3580-9568